

# 駐 車 場 利 用 規 則

## (目的)

第1条 本規則は府中日鋼団地管理組合同規約第19条第1項第一号及び第20条にしたがい、自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に際し、遵守すべき事項を定める。

## (利用者の資格)

第2条 駐車場の利用者は、組合員又は居住者（以下「組合員等」という。）を対象とする。

2 駐車場の利用契約に際しては、組合費等並びに駐車場利用料金を完納していなければならない。

## (台数車種)

第3条 駐車場利用の車種は、利用契約者が管理組合と契約した自動車に限る。

2 利用台数は、1戸につき1台を原則とする。

## (駐車場の種類)

第4条 駐車場に次の種類を置く。

- 一 組合員等が利用契約する契約駐車場
- 二 管理事務所が業務用に指定する業務用駐車場
- 三 来訪者がコインで利用するコイン駐車場
- 四 組合員等が予約により一時利用する臨時駐車場

2 契約駐車場に空きがある場合、第6条及び第12条の2により臨時使用に供することができる。

## (2台目の契約自動車)

第5条 2台目の利用契約希望者に対しては、契約駐車場に余裕のある場合に、1戸につき2台目の契約駐車場を指定することができる。

## (臨時駐車場)

第6条 契約駐車場に空きがある場合、臨時駐車場に指定することができる。

2 臨時駐車場の利用希望者に対しては、予約により利用場所を指定する。

3 前項の利用者は所在を明示するものとする。

## (遵守事項)

第7条 駐車場利用契約者は必ず車を契約場所に収納しなければならない。

2 駐車場利用契約をした場合は、交付されるステッカーを指定する場所（後部ガラスの左下隅）に貼付しなければならない。

## (路上駐車)

第8条 路上駐車や歩道乗り上げ駐車は禁止する。

2 各棟のアプローチには荷物の積み下ろし、又は工事用等を除き、自動車を乗り上げてはならない。

(契約申込)

第9条 駐車場利用希望者は別記様式1による「駐車場使用契約申込書」に必要事項を記入のうえ、車検証の写しを添えて管理組合に提出する。

(契約締結)

第10条 前条の規定により駐車場の契約申込みを受けたときは、理事長は、申込み内容を審査のうえ、別記様式2による「駐車場使用契約書」で駐車場使用契約を締結する。

(権利委譲)

第11条 駐車場利用契約者は第三者に駐車場を利用させてはならない。

(契約駐車場の利用料金)

第12条 駐車場利用契約者及び2台目利用契約者は、施設利用料金表による料金を、偶数月に翌月分と併せて2ヶ月分を組合費とともに納入しなければならない。

2 利用料金は総会で決定する。

3 月の途中で契約又は解約する場合は、日割り計算とする。

(臨時駐車場の利用料金)

第13条 臨時駐車場を利用する場合は、施設利用料金表に定める利用料金を納入するものとする。

2 利用料金は理事会で決定する。

(解約)

第14条 駐車場の利用契約期間中に解約しようとするときは、1ヶ月前に別記様式3による「解約届」を管理組合に提出しなければならない。

(変更)

第15条 契約自動車は規定内の車とし、車種の変更又は登録番号に変更がある場合は、管理事務所に届出するものとする。

(規定寸法 幅 1.90m×長さ 5.0m以内)

(契約駐車場の入替)

第16条 契約駐車場に空きがある場合は、利用者の希望に応じて個別に入替を行うことができる。

2 理事会が契約駐車場の総入替を必要とする場合は、別途、抽籤等の方法及び期日を定めて行うことができる。

(ステッカー交付)

第17条 ステッカーが汚損滅失した場合は有料で交付する。

(車庫証明)

第18条 自動車事故の保管場所証明の必要が生じたときは、管理事務所は保管場所承諾証明書(車庫証明)を発行する。

(違反)

第19条 本規則に違反した場合は、契約を解除する。

(会計)

第20条 駐車場利用料金は施設利用料等会計に入れる。

(責任)

第21条 管理組合は駐車場内に於ける一切の事故等については責任を負わない。

(不可抗力)

第22条 天災地変のため駐車場の一部が使用できなくなった場合は、契約期間内であっても契約を解除し、又は駐車場所を変更することができる。

(疑義)

第23条 本規則外の事項が発生した場合は、理事会で決定する。

(附則)

第1条 本規則は平成 年 月 日から改正施行する。